

藤政政第 211 号

令和 3 年 3 月 26 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会 長 田 中 宏 和 様

河内地域協議会

議 長 鳥 井 一 雄 様

南河内地区協議会

議 長 畠 山 利 次 様

藤井寺市長 岡田 一樹

「2021(令和 3)年度政策・制度予算」及び

「新型コロナウイルス感染症対策に関する自治体予算」に対する要請について(回答)

春暖の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記のことにつきまして、別紙のとおり回答いたします。

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策	
(1) 就労支援施策の強化について	
<p>① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について</p> <p>「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。</p> <p>② 地域での就労支援事業強化について</p> <p>「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。</p> <p>③ 障がい者雇用の強化について</p> <p>大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用のより一層促進すること。</p>	<p>① 就職困難層に対する就労支援事業につきましては、大阪府や各市町村、各関係機関との連携を強化し、効果的な相談事業の実施を図ってまいります。</p> <p>② 就職困難層に対する就労支援事業につきましては、大阪府や各市町村、各関係機関との連携を強化し、効果的な相談事業の実施を図ってまいります。地域労働ネットワークを活用し、雇用の安定化に向け、就労支援事業における必要な施策の充実に努めてまいります。</p> <p>③ 障害者の就労支援を進めていけるよう今後とも大阪府、近隣自治体、ハローワーク等労働関係機関等と連携して効果的な啓発、取り組みを実施してまいります。</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<b>(2) 男女共同参画社会の形成（推進）に向けて</b>	
<p><b>① 女性活躍推進について</b></p> <p>女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市町村民に分かりやすい資料等で公表し、市町村の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市町村の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。</p> <p><b>② 女性活躍推進法の改正について</b></p> <p>「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市町村内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。</p>	<p><b>①</b> 女性活躍推進法に基づく推進計画として位置づけする「藤井寺市男女共同参画のための行動計画」につきましては、今年度中に改定を行います。その中で、現状の課題と課題解消に向けた本市の方針や、性別役割分担意識を起因として拡大するジェンダ一格差の解消、DVをはじめとする被害者の多くが女性である暴力の根絶等に向けた施策の方向性を明記し、様々な施策を推進してまいります。</p> <p>また、同計画については、様々な情報媒体を活用して、市民にも広範的に普及啓発していくとともに、毎年度の取り組み実績についても公表してまいります。</p> <p><b>②</b> 今後とも「女性活躍推進法」が定める「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動につきましては、本市人権のまちづくり協会と連携して、市内事業所に対して取り組んでまいります。また、労働基準監督署等と連携し、市内事業者に対し、効果的な啓発に努めてまいります。</p>
<b>(3) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について</b>	
<p><b>① 「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について</b></p> <p>「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強</p>	<p><b>①</b> 「同一労働同一賃金」や「パワハラ防止義務」について、大阪府や関係機関等と連携し、周知や啓発に努めます。</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。</p> <p><b>② 外国人労働者が安心して働くための環境整備について</b></p> <p>外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集団的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。</p>	<p>② ハローワークや労働基準監督署等と連携し、外国人労働者が安心して働くことができる環境づくりに努めてまいります。</p>
<p><b>(4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について</b></p>	
<p>外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。</p>	<p>本市では就労支援センターを設置し、働く意欲がありながらさまざまな問題を抱えていることで就労できない方や将来に不安がある若者等を対象に、就労相談事業を実施しております。今後とも、大阪府やハローワーク等関係機関と連携しながら、安心して働くことができる環境整備に努めてまいります。</p>
<p><b>(5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について</b></p>	
<p>大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力(将来性とやりがい、安全等)の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。</p>	<p>今後とも、大阪府やハローワーク等の関係機関と連携し、支援情報の発信に努めてまいります。</p>
<p><b>(6) 治療と職業生活の両立に向けて</b></p>	
<p>現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」(2018~2023年)が促進さ</p>	<p>病気の治療が必要な労働者が、治療を受けながら安心して働ける職場環境となる</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>れるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。</p>	<p>ためには、医療機関及び事業主との連携とともに労働者への理解と配慮が必要です。今後とも大阪府、ハローワーク等労働関係機関等と連携しながら事業主等への啓発及び情報提供にも努めてまいります。</p>
<p>2. 経済・産業・中小企業施策</p>	
<p>(1) 中小企業・地場産業の支援について</p>	
<p>① <b>ものづくり産業の育成強化について</b> ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。また、中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。</p>	<p>① 本市では、地元企業が独自技術や技能、自社商品力のPRを行い、ビジネスチャンスを広げることができる機会を持てるよう、中小企業のマッチング施策として、商工会と連携し、ビジネスフェアや展示会などに出展する際の費用を助成する支援を行っています。引き続き、地元企業の参加を促し、企業間取引の充実を図ってまいります。</p>
<p>② <b>中小・地場企業への融資制度の拡充について</b> 中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。</p>	<p>② 中小企業向け融資施策としては、現在の大阪府制度融資をはじめとする各種融資制度の紹介に加え、商工会や地元金融機関との連携のもと、利率の引き下げなどのメリットがある「大阪府開業サポート資金地域ネットワーク型」を設けております。引き続き、関係機関との連携を強化し、情報発信に努めてまいります。</p>
<p>③ <b>非常時における事業継続計画（BCP）について</b> 新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国</p>	<p>③ 大規模な震災等が発生した時に備え、適切に企業存続が図れるよう事業継続計画策定の必要性が唱えられ、中小企業庁においても中小企業BCP策定運用指針が示されております。本市においても策定の必要性・有効性について検討し、商工会とも連</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう市町村としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。</p>	<p>携しながら事業主に対し、事業継続計画（BCP）の普及啓発に努めてまいります。</p>
<p><b>(2) 下請取引適正化の推進について</b></p>	
<p>サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。</p>	<p>関係機関と連携し、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化を図るよう努めてまいります。</p>
<p><b>(4) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について</b></p>	
<p><b>【総合評価入札制度を導入していない自治体】</b> 公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。</p>	<p>総合評価入札制度は、対象となる大規模な案件がないことから導入には至っておりませんが、労働条件や公正労働基準の確保については、入札制度において最低制限価格の導入、社会保険等未加入業者対策を実施しており、環境についてはグリーン購入法を遵守する等、今後も公契約の適正化を推進してまいります。</p> <p>公契約条例については、国の法整備や見直し及び大阪府並びに府下市町村の動向を注視しつつ検討してまいります。なお、地域の活性化に向けて、官公需法に基づき地域の中小企業者の受注機会を確保するために必要な取り組みを実施しており、今後もよりその取り組みを継続・推進していきたいと考えております。</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<b>(5)「中小企業振興基本条例」の早期制定について</b>	
<p>大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。</p>	<p>中小企業振興条例の制定について、先行事例等を研究し、情報収集に努めてまいります。</p>
<b>3. 福祉・医療・子育て支援施策</b>	
<b>(1)地域包括ケアの推進について</b>	
<p>住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市町村民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。</p>	<p>① 本市では、高齢者が積極的に社会活動に参加でき、充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいづくりを応援しております。また、その人らしく尊厳を持って元気に暮らせるように、多様なサービスを柔軟に組み合わせた支援体制の整備に取り組むとともに、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化を図っております。</p> <p>平成 28 年度から地域のケアマネジャーや理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション職、管理栄養士等の多職種の声を反映しながら、高齢者の自立支援や介護予防の推進に取り組んでまいりました。多職種の視点から話し合い、これまでに窓口対応の改善や研修・イベント企画、冊子制作、新たなサービスの創設等を進めてきております。令和 2 年度から、より効果的な事業の推進を図るために、地域のデータにもとづく評価や分析を重視しながら、本事業を進めております。</p> <p>さらに、生活支援体制整備事業の一環として実施している、住民との語り合いの場（第 1 層協議体）にて、高齢者同士のつながりのきっかけ作りを支援する取り組みや、介護予防を推進する取り組みが一層の推進を図るための意見交換を定期的実施しております。</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
	<p>地域包括ケアシステムに関する情報発信におきましては、地域の医療や介護サービス資源、社会資源の情報を把握し、市民や医療・介護関係者に向けてパンフレット配布及び市ホームページへの掲載を行っております。</p>
<p><b>(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について</b></p>	
<p>市町村民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受信できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うと。また、市町村民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。</p>	<p>藤井寺市健康増進計画（第2次）食育推進計画の基本理念である「誰もが健康で、生涯にわたり心豊かに楽しくいきいきと過ごす」に基づき、定期的な生活習慣の改善に向けた啓発や、がん検診の受診勧奨、20歳の女性には子宮頸がん検診、40歳の女性には乳がん検診の無料クーポン券の送付も継続して実施し、受診率の向上と早期発見に努めてまいります。</p> <p>市民の主体的な健康づくりの推進を目的に「ふじいでら健康チャレンジ（健康マイレージ事業）」を実施するとともに、大阪府の事業の周知も行いながら予防医療促進に努めてまいります。</p>
<p><b>(3) 医療提供体制の整備に向けて</b></p>	
<p>① <b>医療人材の勤務環境と処遇改善について</b></p> <p>医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。</p>	<p>① 定期的に看護師との連絡会を開催し、業務の改善等を図っております。新たな医療人材の確保に向け、大阪府等と連携をはかり、学生実習の受け入れ等行っております。今後も、他機関との情報収集に努め、必要に応じて関係機関と連携をとってまいります。</p> <p>また、本市市民病院におきましては、働き方改革を推進し、医療の安全を確保するためにも適切な人材の配置や労務管理に努めてまいります。職員の研修等においても、予算の範囲内ではありますが、積極的に研修、学会に参加しております。</p>



「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>② 医師の偏在解消に向けた取り組みについて</p> <p>地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。</p>	<p>② 大阪府開催の会議等において、案件、状況、また必要に応じて、意見を申し述べたいと考えております。</p> <p>本市市民病院におきましては、新たな医療人材の確保に向け、大阪府等と連携をはかり、実習生の受入れ等を行っております。今後も、他医療機関との情報収集に努め、必要に応じて関係機関と連携をとってまいります。</p>
<p>(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて</p>	
<p>① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて</p> <p>今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。</p>	<p>① 介護職員処遇改善加算につきましては、介護サービス事業者等に対し、年度ごとに処遇改善加算計画及び実績報告の提出を求めており、賃金改善所要額が処遇改善加算総額を上回っているか等の確認を行い、介護職員の労働条件の改善を図っているかを審査しております。また、2019年度の介護報酬改定においては、介護職員の確保や定着につなげていくため、処遇改善加算に加え、介護職員等特定処遇改善加算が創設され、経験や技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとし、更なる処遇改善を行っております。なお、加算内容等は市ホームページにより周知を図っております。</p> <p>介護人材の確保等につきましては、南河内地域介護人材確保連絡会議に参画し、福祉の仕事魅力発信のためのポスター作成、</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p><b>② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について</b></p> <p>地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。</p>	<p>啓発品配布、動画配信等を行っております。</p> <p>また、キャリアアップの支援整備や研修の受講費用の助成などについても効果的な取り組みを検討してまいります。</p> <p><b>②</b> 本市では、地域の課題や資源の不足を把握するために、本市職員や地域包括支援センター職員のみならず、市内で活動するケアマネジャーや理学療法士や作業療法士等のリハビリ専門職、管理栄養士等からも意見を聴取すると共に、本市独自のサービス（同行訪問）として担当ケアマネジャーと各専門職と一緒に利用者宅に訪問した際も、利用者や家族等から直接意見を得る機会を設けております。</p> <p>また、本市では日常生活圏域が1箇所となるため、高齢者に関する総合的な相談窓口となる地域包括支援センターも市内に1箇所となっております。地域包括支援センターの周知、広報として地域住民に向けたチラシやパンフレット等の印刷物に分かりやすく記載を行い、庁内の窓口でのご本人や介護者家族等からの相談受付時にも必要に応じて、地域包括支援センターの説明や案内を行う等、周知に努めております。地域包括支援センターの役割や機能を多くの方に理解していただくことにより、介護者家族の一助となると考えているため、より一層の地域包括支援センターの周知強化に努めてまいります。</p>
<p><b>(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて</b></p>	
<p><b>① 待機児童の早期解消に向けて</b></p> <p>保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充</p>	<p><b>①</b> 待機児童の解消につきましては、これまでも、公立保育所の受け入れ枠の拡充、民間保育施設の新設や増築、定員の弾力化、簡易保育施設における受け入れ枠の拡大等</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。</p> <p><b>② 保育士等の確保と処遇改善に向けて</b></p> <p>子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる(離職率を下げる)ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。</p> <p><b>③ 地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて</b></p> <p>保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保</p>	<p>に努めてまいりました。そして令和2年4月には、ふじみ緑地を活用した民間保育所が、定員150名で開園いたしました。これによりさらに受け入れ枠が拡大し、待機児童の解消に一定の目途が立ったものと考えております。</p> <p><b>②</b> 令和2年度より放課後児童会支援員及び指導員の時給を上昇させることができ、一定労働条件の改善につながったものと考えています。引き続き、支援員等が働きやすい環境を整えることで、児童への指導の質の確保に努めてまいります。また、大阪府主催の研修会への派遣に加えて、外部講師を招いての市主催研修会も引き続き実施し、指導の質の向上を図ってまいります。</p> <p>民間保育施設における保育士等の処遇改善につきましては、施設型給付費等に係る処遇改善等加算において民間保育施設が実施する賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた人件費の加算を行うことで、職場環境の改善に繋げております。また、民間保育施設と行政との意見交換の場として、年に数回、民間保育施設連絡会を開催し、情報提供等を実施し、保育の質の向上に努めております。</p> <p><b>③</b> 延長保育につきましては、民間保育施設においては全施設で実施しておりますが、公立保育所においては、第1保育所、道明寺こども園、第3保育所、第4保育所の計4か所での実施となっております。今後につきましては、職員の勤務体制、予算等も検討していかねばなりませんので、利用状況も含めて検討してまいります。</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>の支援を行うこと。</p> <p><b>④ 子どもの貧困対策について</b></p> <p>「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。</p> <p><b>⑤ 子どもの虐待防止対策について</b></p> <p>児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子ども</p>	<p>一時保育事業につきましては、保護者のニーズが高く、利用者も多いことから更なる拡充に向けた整備が必要であるため、令和2年に開園した民間保育所において新たに実施しております。</p> <p>病児・病後児保育につきましても、実施に向けた整備が必要であるため、同じく令和2年に開園した民間保育所において病後児対応型を実施しております。</p> <p><b>④</b> 本市では、ひとり親家庭の子どもに対して、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもたちの生活の向上を図るために、学習支援事業を行っております。</p> <p>生活保護世帯や生活困窮世帯の家庭学習が苦手な生徒や、自分で計画を立てて学習が困難な生徒に対しては、一人ひとりの生徒の学習状況にあった支援を行うことで自学自習力を身につけ、生徒の学力の向上を図ることを目標に教育委員会主催の藤井寺市放課後「ゆめ」教育事業と連携することで、将来的に子どもの貧困の連鎖に繋がっていかないように積極的な支援を行ってまいります。</p> <p><b>⑤</b> 市民に対する「児童虐待防止法」の周知については、平時の関係機関との連携の中で情報提供を行うとともに、市民向け講演会や要保護児童等対策地域協議会のネットワークを活用した研修や会議の場を通じて構成機関に周知を行ってまいります。「オレンジリボン運動」については、毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、啓発のための街頭キャンペーンを実施し、啓発グッ</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>と保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、虐待防止プログラムの受講体制を整えたうえ、相談業務を担う職員には専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。</p>	<p>ズの配布等を通じて市民に児童虐待防止を呼び掛けております。今年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、中止にせざるを得ない内容もありましたが、今後も他の形で啓発できるよう検討をしております。</p> <p>1月に開設した子育て世代包括支援センターにおいては、大阪府助産師会に委託し、常時2名の助産師が常駐しており、妊娠届出書提出時にすべての方の面接を行い、妊娠後期にはもう一度電話相談を行うなど、妊娠期から妊婦に寄り添いながら、出産、産後へと支援を行っております。面接時や訪問時などに何らかの支援が必要と考えられる場合は、健康課保健師や、関係機関と連携を図っております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染拡大防止の非常事態宣言下においても、お子さんが生まれてはじめての訪問となる「こんにちは赤ちゃん事業」をはじめ、母子保健事業全般で、互いに感染対策を万全に行い、平常時と変わらず訪問・面接事業を行っております。また発達などの確認と合わせ、虐待といった側面も見落とすことなく、必要な支援に結びつけられるよう市民に寄り添った支援を行っております。</p> <p>家庭児童相談の窓口では、保護者だけでなく子ども自身からの相談も受付けております。今後とも子育て世代包括支援センター（令和3年1月設置）を含む各関係機関と連携を図り、子育て世帯への支援を行うとともに、スキルアップ研修に参加するなど、職員の専門性の向上に努めてまいります。</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>⑥ 小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について</p> <p>大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。</p>	<p>⑥ 本市は、南河内北部小児救急診療事業といたしまして、休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）の18時から22時の時間帯に小児の応急措置を行う診療所を松原市、羽曳野市、藤井寺市の3市が連携して、羽曳野市保健センターで運営しております。</p> <p>また、休日（日曜、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）の10時から16時の時間帯は、藤井寺市保健センターの休日急病診療所で小児科を運営しております。</p>
<p>4. 教育・人権・行財政改革施策</p>	
<p>(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上</p>	
<p>少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守すること。</p>	<p>本市における学級編成につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」第4条に基づき実施しております。今後、令和3年度から令和7年度にかけて、2年生から6年生までを文部科学省の規定により1クラス35人の学級編成を実施してまいります。また、支援学級在籍児童生徒と通常学級在籍児童生徒を合わせた1クラスの人数が45人を超えた場合には、その状況を改善するために市単費で加配教員を配置しております。今後も引き続き、子どもたち一人一人により良い学習環境を整備してまいります。</p> <p>あわせて、子ども達の学びの質を高めるために、専科指導教員等の加配教員の活用をしてまいります。小学校では英語や理科等の教科において、専門性の高い教員を配置することにより、授業改善と学力向上を図るとともに、担任等の教員の負担軽減を図ってまいります。</p> <p>加えて、客観的な勤務時間管理はタイムレコーダーを活用して行っており、教員一</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
	<p>人ひとりの勤務時間に対する意識の向上や自己管理を促すことに取り組んでおります。また、スクールサポートスタッフや部活動指導員により、教員の業務内容を削減するとともに、自動応答による電話対応によって時間外の外部対応を減少させる等、教員の負担軽減に取り組んでまいります。</p>
<p><b>(2) 奨学金制度の改善について</b></p>	
<p>2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市町村における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。</p>	<p>給付型奨学金制度の対象者や給付型奨学金制度の拡充につきましては、これまでも教育長協議会等を通じて要請してきており、今後も継続していきたいと考えております。</p>
<p><b>(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について</b></p>	
<p><b>① 差別的言動の解消に向けて</b></p> <p>大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。</p> <p><b>② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて</b></p> <p>LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるの</p>	<p><b>①</b> 本市の公共施設につきましては、ヘイト団体に利用されることのないように、利用団体及び趣旨目的を厳正に確認することを各施設管理者と申し合わせを行っております。また、市としてヘイトスピーチは許さないことを、ホームページにおいて広報、啓発しております。</p> <p>今後も先行事例を参考として、市としてヘイトスピーチを許さないことを啓発するための方策を研究し、取り組んでまいります。</p> <p><b>②</b> 性の多様性について理解を深める啓発活動につきましては、効果的な啓発の在り方について研究を進めるとともに、本市人権のまちづくり協会をはじめとする関係団体</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>は、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市町村民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市町村においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。</p> <p><b>③ 就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて</b></p> <p>いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市町村民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。</p>	<p>と協働して、取り組みを推進してまいります。</p> <p>また、大阪府同性パートナーシップ制度につきましては、本市におきましても、同制度の証明を受けられた方々に対して、市として様々な対応を行う必要性があることから、先行自治体の事例を参考としながら研究を進めるとともに、セクシュアル・マイノリティが直面する課題を解消する取り組みについて、調査、検討を行ってまいります。</p> <p><b>③ 就職差別の撤廃に向けた取り組みについては、本市人権のまちづくり協会と連携して、公正採用選考人権啓発推進員に関する情報提供や、あらゆる差別撤廃に向けた学習機会の提供を市内事業所に対して行ってまいります。</b></p> <p>また、部落差別解消法の周知はもとより、同法の理念である部落差別の解消に向けて、様々な施策を行ってまいります。</p>
<p><b>(4) 投票率向上に向けた環境整備について</b></p>	
<p>投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、</p>	<p>現在、駅前の商業施設に共通投票所を設置できるかについて検討しております。技術的・物理的には導入可能であるものの、委託金等の充当を考慮しても初回導入に多額の支出が発生することや、あくまで商業施設であり、市の施設ではないことから、将来にわたって選挙時に投票所として利用できるか確実ではないことなど、費用とリスクに見合う効果があるか、また従来の投</p>



「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。</p>	<p>票所との兼ね合いも含めて、慎重に検討する必要があります。</p> <p>期日前投票の時間設定については、午前8時30分から午後8時までとしております。期日前投票所の開始直後および閉鎖直前の30分間における投票人の割合は、他の時間帯に比べて小さいことから、開始時刻の繰り上げおよび閉鎖時刻の繰り下げによる投票率の増加はそれほど見込まれないことや、時間延長による人件費や従事者確保への影響なども考慮し、現状では期日前投票の時間を拡大する予定はありません。</p> <p>投票所設置の公募を行うことについては、ひとつの投票所につき必要な従事者や経費、地域における他の投票所の数や選挙人の数など、考慮すべき点が多く、公募には適さないと考えております。</p> <p>投票方法の自書式から記号式への変更については、立候補者は公示日（告示日）に決まり、その翌日から期日前投票が始まることから、期日前投票に記号式の投票用紙を用いることは時間的に難しく、期日前投票は自書式の投票用紙によって行わざるを得ません。仮に投票日のみ記号式の投票用紙によって行うとした場合は、2種類の投票用紙を選別する必要が生じるため、事務の簡素化や効率化には繋がらないと考えております。また、記号式の投票方法によって疑問票の削減ができたとしても、自書式に比べて有効票を厳格に判定することから、無効票の増加が懸念されます。立候補者の多い選挙では、選挙人が投票用紙の中から投票先を探すことに時間がかかり、投票所が混雑する原因となる恐れもあります。</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
	<p>不在者投票手続きについて郵送に代わる仕組みとしては、オンライン化等が考えられますが、郵便等による不在者投票については現行法上、投票用紙および投票用封筒を郵送することを前提としているため、当選挙管理委員会が独自に郵送に代わるしくみを導入することはできません。よって、国の動向を注視してまいります。</p>
<b>(5) ふるさと納税の運用について</b>	
<p>ふるさと納税の用途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。</p>	<p>ふるさと納税の用途につきまして、これまでも地域活性化に資するものに運用しており、今後も継続してまいります。</p>
<b>5. 環境・食料・消費者施策</b>	
<b>(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて</b>	
<p>食品ロス削減にむけて、市町村民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。</p>	<p>需要を超えた過剰生産後、売れ残ったものは安全性を重視して大量廃棄するというような経済優先のサイクルでは、温暖化も食品ロスも解決しませんし、持続可能な社会が成立しません。ごみの減量化と資源化のための環境適合型社会が、一人ひとりの暮らしに根付くまで、行政が主導しながら取り組み、啓発を続けてまいります。</p>
<b>(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について</b>	
<p>2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。</p>	<p>まずは、市内のフードバンク活動団体の把握等を行い、本市における関係機関とともに活動団体への支援について検討してまいります。</p>
<b>(3) プラスチックごみの問題について</b>	
<p>プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となり、自治体においても使い</p>	<p>国際的な問題になっているプラスチックごみの削減・再利用につきましては、一般</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>捨てプラスチックの削減や資源循環が進むよう効果的なとりくみが求められている。ポリ袋の有料化がスタートし市町村民の意識が高まるタイミングであることから、効果的な具体的施策を行うこと。</p>	<p>家庭の分別回収や、事業系廃棄物の分別排出を排出事業者に啓発・促進するなど、継続して 3R (Reduce [リデュース] 減量・Reuse [リユース] 再利用・Recycle [リサイクル] 再資源化) の実践に取り組み、大阪府とも連携を図りながら、ごみの減量化・リサイクル率向上・再生材の利用促進に取り組んでまいります。</p>
<p><b>(4) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について</b></p>	
<p>「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市町村独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。</p>	<p>本市は消費生活センターを週 5 日開設し、市民からの相談受付や情報提供、消費者被害の注意喚起等を行っております。今後におきましても、引き続き広報紙での事例紹介や啓発講座を行う等、関係機関とも連携を図りながら効果的な消費者教育を実施してまいります。</p>
<p><b>(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について</b></p>	
<p>大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。</p>	<p>本市におきましては、市ホームページや SNS 等を通じて随時、特殊詐欺に関する注意喚起を実施しております。特に、新型コロナウイルス感染症に便乗した特殊詐欺が多発するようになって以降は、これらの注意喚起に加え、青色防犯パトロール車による市内巡回での注意喚起とともに、消防車両による注意喚起も併せて実施しているところです。また、昨年 12 月の広報紙では、「とめよう！特殊詐欺！」と題した特集記事を掲載する等、様々な媒体や機会を通じて特殊詐欺への注意喚起に努めております。</p> <p>「自動通話録音機」の無償貸出し、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等に</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
	<p>つきましては、被害状況等の推移などを注視しながら検討することとし、引き続き、警察署や関係機関等と連携した被害防止に努めてまいります。</p>
<p>6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策</p>	
<p>(1) 交通バリアフリーの整備促進</p>	
<p>公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。</p>	<p>本市は、「藤井寺市鉄道駅舎エレベーター等設備整備費補助金交付要綱」に基づき、鉄道事業者の協議を行い、該当事業に対し事業費の1/3を補助金として交付する制度を設けております。</p> <p>現在、藤井寺市内3駅において鉄道事業者との協議、本制度による補助金交付を通じてエレベーターの設置が完了しております。また、平成28年度において視覚障害者をはじめとする鉄道利用者への転落防止対策として「内方線付き点状ブロック」の藤井寺駅への設置事業に対し、補助金を交付しております。</p>
<p>(2) キッズゾーンの設置に向けて</p>	
<p>保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。</p>	<p>保育園等における未就学児の園外活動について、令和元年度に市内一斉点検を行いました。その点検結果に基づき、路面標示や交差点部のカラー舗装化等、転落防止柵の整備といった交通安全対策を順次行っております。今後も継続的に点検を行い、所轄警察署や保育所等の関係機関と連携しながら交通安全向上を図ってまいります。</p>
<p>(3) 交通弱者の支援強化に向けて</p>	
<p>誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。</p>	<p>本市では、近鉄南大阪線や道明寺柏原線の鉄道網と路線バス、タクシー、そして本市が運行する無料の公共施設循環バス等によって、公共交通のネットワークが構築されております。</p> <p>地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮ら</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
	<p>しやすい地域づくりや、個性・活力ある地域の振興を図る上で公共交通は欠かせない存在となっている一方で、近年の人口減少の本格化や高齢者の運転免許の返納の増加、運転手不足の深刻化、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等により、公共交通の維持が年々厳しさを増してきております。</p> <p>本市では、こうした地域の暮らしと産業を支える公共交通について、実態の把握や課題整理等を行い、本市にとってふさわしい持続可能な公共交通のあり方を検討してまいります。</p>
<b>(4) 持続可能な水道事業の実現に向けて</b>	
<p>持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。</p>	<p>令和3年4月1日から水道事業は大阪広域水道企業団(以下「企業団」という。)へ承継されるため、藤井寺市としての予算編成は無く、企業団の枠組みの中で事業運営されます。</p> <p>藤井寺市としては、一部事務組合である企業団の構成団体の一員として、意見すべきことは意見し、事業運営を監視することになります。</p>
<b>(5) 防災・減災対策の充実・徹底について</b>	
<p>市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い</p>	<p>本市におきましては、広報紙・ホームページ・SNS などによるほか、防災出前講座など様々な媒体や機会を通じて、市民の自助・共助意識の高揚を図るための周知・啓発活動に努めております。市民の方々が積極的に災害への備えに取り組めるよう、引</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。</p>	<p>引き続き、周知・啓発に努めてまいります。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿につきましては、藤井寺市避難行動要支援者支援計画に基づき、年2回の頻度で更新を行っております。今後も、災害発生時に迅速な対応が行えるよう、地域住民や事業者とも連携した訓練の実施など、より効果的な支援について検討してまいります。</p> <p>さらに、ホームページの見易さ・分かり易さにも十分配慮し、市民に分かり易い災害情報の発信に努めてまいります。</p> <p>なお、災害発生時においては、新型コロナウイルス感染症等の感染症にも配慮した災害対応を行うものですが、各発生段階における具体的な市の対応につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により策定している「藤井寺市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、そのときの感染状況に応じた対応を行うこととなっております。</p>
<p><b>(6) 地域防災対策の連携強化について</b></p>	
<p>大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。</p>	<p>災害発生時に自助・共助の力が効果的に発揮されるよう、自助・共助の重要性についての周知・啓発に努めるとともに、自主防災組織の支援、消防団・水防団の活動体制の充実、社会福祉協議会と連携した災害ボランティア登録制度の運用など、より一層の防災体制の充実強化を図ってまいります。</p> <p>また、帰宅困難者対策としましては、近隣私立学校のご協力を得て、帰宅困難者一時滞在施設を確保しているところですが、引き続き、鉄道事業者・地元企業等と日常的に連携し、帰宅困難者対策を講じてまいります。</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<b>(7)地震発生時における初期初動体制について</b>	
<p>地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。</p>	<p>地震発生時における初動対応の重要性については十分認識しており、初動期の対応においては、交通機関の影響を受けにくい近隣在住の職員を中心に構成するなど、現有の人員の中で十分な力を発揮できるような体制の確保に努めております。</p> <p>なお、大阪府におきましては、府内で震度5弱以上を観測した場合、大阪府職員が最寄りの市町村庁舎に出勤し、市町村職員とともに初動対応を行う「緊急防災推進員」と呼ばれる要員が予め大阪府で指名されており、定期的な顔合わせや訓練を実施しております。引き続き、大阪府や近隣市町村など自治体間の連携強化に努めてまいります。</p>
<b>(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について</b>	
<p>① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について</p> <p>予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。</p>	<p>① 風水害への未然防止対策として、市内の老朽化した水路等の改修や修繕および清掃等を行ってまいります。大和川に対しては、大和川下流改修促進期成同盟会として本市含めて流域6市が共同で、国土交通省により一層の治水事業の促進を図るよう引き続き要望活動を行ってまいります。</p> <p>本市は、河川の氾濫等により浸水が想定されている区域が市域の大部分を占める現状であることから、水害への備えが非常に重要であると認識しており、浸水時における避難行動、市が発令する避難情報等、様々な防災情報を市民に正しく理解していただくことが、被害の軽減に繋がるものと考えております。</p> <p>令和3年度におきましては、ハザードマップを含めた防災啓発冊子として平成29年3月に作成した「藤井寺市防災ガイドブ</p>

「2021(令和3)年度政策・制度予算」に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>② 災害被害拡大の防止について</p> <p>大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市町村民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には、市町村民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。</p>	<p>ック」を修正する予定としており、より分かり易く充実したものとなるよう努めてまいります。</p> <p>また、市民の防災意識のより一層の高揚を図れるよう、広報紙・ホームページ・SNSなどによるほか、防災出前講座等様々な媒体や機会を通じて、更なる周知・啓発に取り組んでまいります。</p> <p>② 大阪府では、平成30年6月に発生した大阪府北部地震、平成30年台風第21号などの教訓を踏まえ、非常に強い台風の接近や震度6弱以上の地震が発生した際、府民や府内事業者等に対し、広域的な大規模災害が発生又は迫っていることを知らせるとともに、学校・仕事などの日常生活の状態（モード）から災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼び掛ける「災害モード宣言」が昨年度に導入されました。</p> <p>府民に対する不要不急の外出抑制はもちろん、事業者に対しては、従業員への翌日以降の出勤抑制等を検討していただくことも「災害モード宣言」の内容となっており、大阪府知事のもと、大阪府全体で取り組む仕組みが整備されました。今後は、市民に広く理解していただけるよう、一層の周知・広報に努めてまいります。</p>



「新型コロナウイルス感染症対策に関する自治体予算」  
に対する要請についての回答

要請内容	回答
<b>(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について</b>	
<p><b>① 医療提供体制の強化</b></p> <p>再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起さず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。</p>	<p><b>①</b> マスク・消毒液・防護服等の物資につきましては、必要に応じて調達に努めているほか、企業や団体、市民の皆様などからも寄贈していただいているところです。また、これら寄贈いただいたマスク等につきましては、必要に応じて感染リスクの高い医療機関や市内の学校、幼稚園、保育所及び社会福祉施設等に対して配付を行いました。</p> <p>今後も感染状況等を踏まえ、必要とする施設等に対して適宜配付するとともに、再度の感染拡大に備えて、新型コロナウイルス感染症の疑い患者と接する医療従事者が、少しでも安心して、業務に携われるようマスク・消毒薬・防護服の確保に努めてまいります。</p> <p>本市市民病院につきましては、一般の患者さまと発熱している患者さまとの導線が交わらないよう配慮するために府からの補助金を受け、発熱外来ユニットを病院駐車場内に設置し発熱外来を実施しております。今後も国、府等からの補助を活用し感染防御にかかる物資等の確保に努め、また院内においても、標準感染防御の徹底により日々、感染の防止に努めてまいります。</p>
<p><b>② 感染者受入れ体制の強化</b></p> <p>新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働</p>	<p><b>②</b> 現在のところ、本市内に新型コロナウイルス感染者を受け入れるための宿泊施設等はありません。</p>

「新型コロナウイルス感染症対策に関する自治体予算」  
に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。</p>	
<p><b>(2) 非常事態宣言時にも継続が求められる事業（労働者）への支援について</b></p>	
<p><b>① PCR検査の拡充、及び必要物資の供給</b></p> <p>新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。</p> <p><b>② 保育・介護施設の事業継続</b></p> <p>労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額しないこと。</p>	<p><b>①</b> 新型コロナウイルス感染症の疑い患者と接する医療従事者（委託業者等も含む）に対して、ワクチン接種の希望の確認を行い、優先接種が受けられる環境を整えております。感染予防のためのマスク、消毒薬についても確保に努め、サーキュレーター等を配備し感染予防に努めてまいります。</p> <p>また、これまでに市商工会を通じてマスクを配布したほか、「藤井寺市事業再開支援補助金」により、感染防止対策に必要な経費に対する補助を行う等、市内の事業者に対する支援に取り組んでいるところであります。</p> <p>引き続き、効果的な事業者支援について検討し、取り組んでまいります。</p> <p><b>②</b> 保育施設につきましては、コロナ禍においても通常どおり保育の提供ができるように、園内でのクラスター発生の防止や子ども達の安全確保に努めております。感染予防策として、食事用のテーブルやドアノブの消毒の徹底、保育室の頻繁な換気、またプール活動の際にはグループを分け行動する等、できる限りの予防策をとっております。</p> <p>園児や職員がコロナ感染症に罹患した場合は、当該園の臨時休園または一部休園の</p>

**「新型コロナウイルス感染症対策に関する自治体予算」  
に対する要請についての回答**

要請内容	回答
<p><b>③ 介護サービス提供体制の強化</b></p> <p>介護事業所でクラスター発生や家族が感染し、利用者が濃厚接触者となった場合の対応について、代替サービス等のサービス提供がスムーズに行えるよう居宅介護支援事業所との連携を強化し体制を整えること。また、コロナ感染拡大によるサービス利用自粛者のADL（日常生活動作）低下が進まないための対策を講じること。加えて、介護事業所の利用控えが続かないよう、利用再開に向けたガイドライン、及び施設での面会や外出の制限についてもQOL（クオリティ オブ ライフ）向上に向けたガイドラインを策定すること。</p>	<p>措置をとることになりますが、直ちに消毒作業を行い、できる限り休園期間を短くできる努力をしたいと考えております。</p> <p>また、昨年の緊急事態宣言下における登園自粛を要請している際も、民間保育施設に対する公定価格につきましては、国からの通知に基づき、減額せずに満額を支給しております。</p> <p>介護施設につきましては、厚生労働省老健局からの介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドラインを市ホームページ等で周知し、啓発に努めています。</p>
<p><b>④ 感染者への誹謗中傷や差別・パワハラの禁止の徹底</b></p> <p>医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励</p>	<p><b>③</b> 利用者が濃厚接触者となった場合、保健所の判断により対応することを想定しております。本市としましても保健所からの指示等に従い、事業所との連携を行っていきたいと考えております。</p> <p>サービス利用を自粛される方や外出を減らされる方のADL低下を防ぐため、体操や栄養等の動画を市の公式YouTubeで公開しており、ご自宅でも体操などを行えるようにしております。</p> <p>大阪府において非常事態宣言は解除されましたが、利用を促す動きや施設の対応については、今後の新型コロナウイルス感染状況や国、府の状況を確認しながら判断をしていきたいと考えております。</p>
<p><b>④</b> 新型コロナウイルスに感染した患者やその家族、医療従事者等のエッセンシャルワーカーに対する差別行為については、本市では差別の解消に向けて、広報紙やホームページ等の情報媒体を活用した啓発活動を</p>	<p><b>④</b> 新型コロナウイルスに感染した患者やその家族、医療従事者等のエッセンシャルワーカーに対する差別行為については、本市では差別の解消に向けて、広報紙やホームページ等の情報媒体を活用した啓発活動を</p>

「新型コロナウイルス感染症対策に関する自治体予算」  
に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、府民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。</p>	<p>行ってまいりました。今後も関係団体と協働して、「コロナ差別」は許されない人権侵害である旨の啓発活動を推進してまいります。</p> <p>パワーハラスメントに関する指針の周知につきましても、本市人権のまちづくり協会と協働して、市内事業所に対して取り組んでまいります。</p> <p>同様に企業に対しても、大阪府や関係機関等と連携し、パワーハラスメントに関する情報の周知・啓発に努めてまいります。</p>
<p><b>(3) 雇用維持と事業継続について</b></p>	
<p><b>① 休業要請の根拠の明示</b></p> <p>休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、該当する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。</p>	<p>① 大阪府と連携し、情報発信に努めてまいります。</p>
<p><b>② 労働者の雇用の維持・継続への支援</b></p> <p>休業を要請する企業に対しては、従業員の雇用を維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。</p>	<p>② 企業が利用できる政府、自治体の支援メニューについて、支援を受けられるようサポートしてまいります。また、ホームページ等を活用し、情報発信に努めてまいります。</p>
<p><b>③ 中小企業支援の拡充</b></p> <p>中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含</p>	<p>③ 商工会等関係機関と連携し、事業継続をサポートするよう努めてまいります。</p>

「新型コロナウイルス感染症対策に関する自治体予算」  
に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。</p> <p><b>④ 不利益を被った労働者への支援強化</b> 賃金の減少、または解雇された労働者に対して、身近な市町村において、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。</p>	<p><b>④</b> 生活支援課内に自立相談支援窓口があり、生活困窮者等の相談を受け付けております。離職者や収入の減収した方に、賃貸住宅の家賃の支給を行う住居確保給付金の相談や、就労支援員による就労への相談等を実施しております。また国の給付金等の施策については、コールセンター等をご案内しています。窓口については、ホームページや広報、チラシ等で周知を図っております。</p>
<b>(4) エssenシャルワーカーへの感染防止の強化について</b>	
<p><b>① 社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実</b> 社会インフラを支える道路、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事の方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。</p>	<p><b>①</b> 感染予防措置を講じる事業者が求めている支援情報を収集し、必要な支援について検討してまいります。</p>
<b>(5) 教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について</b>	
<p><b>① 新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保</b> 感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。</p> <p><b>② 学校の負担軽減</b> 学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態</p>	<p><b>①</b> 市立小中学校への対応といたしまして、消毒液、液体せっけん、使い捨て手袋等を確保していきたいと考えております。</p> <p><b>②</b> 今年度は補正予算で修学旅行のキャンセル料の対応をしました。令和3年度は修学</p>

「新型コロナウイルス感染症対策に関する自治体予算」  
に対する要請についての回答

要請内容	回答
<p>宣言、延長)に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。</p> <p><b>③ 教員の負担軽減</b></p> <p>教育現場の過重労働に対し、サポート教員や、スクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市町村ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、大阪府として支援施策を講じること。</p>	<p>旅行等宿泊学習の実施を想定しており、現時点でキャンセルにかかる予算化はしておりません。今後、新型コロナウイルス感染症による修学旅行等宿泊学習のキャンセル料が必要となった場合には、今年度と同様の対応を検討し、学校が前向きに宿泊学習の計画を立てることができるように支援してまいります。</p> <p><b>③</b> 現在は、府の補助金を活用し、スクールソーシャルワーカーやスクールサポートスタッフ、部活動指導員、学習支援員、スクールフレンド等の人材を学校に配置し、教員の負担軽減を図っております。高い専門性を持ち、教員の業務をサポートする人材や教員の業務を代替する人材の活用によって、業務遂行の効率化と焦点化を図りながら、授業改善等に力を注ぐことができると考えております。今後も継続して教育現場において活動できる人材の活用に取り組んでまいります。</p>